別記様式第１号（第４関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　号

　年　　月　　日

　東京都知事　殿

　所在地：（事業実施主体が区市町村でない場合）

〔事業実施主体の名称〕

〔事業実施主体の代表者氏名〕　印

　　　年度新東京都ＧＡＰ推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）費補助金交付申請書

　下記のとおり事業を実施したいので、新東京都ＧＡＰ推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）費補助金交付要綱第４の１の規定に基づき、補助金　　　　　　　円の交付を申請します。

記

１　事業の目的及び内容

　　　別紙のとおり

　　　（受益者ごとに作成した事業実施計画書を添付すること。）

２　経費の区分

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 受益者名 | 補助対象  経　　費 | 負担区分 | | | | 備考 |
| 都費 | 区市町村費 | 事業実施  主体  負担費 | その他 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合　計 | |  |  |  |  |  |  |

３　収支予算

　(1) 収入の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　　分 | 予　算　額（円） | 備　　　考 |
| 区　市　町　村　費 |  |  |
| 受益者負担費 |  |  |
| 都　　補　　助　　金 |  | （千円未満切捨て） |
| 収　　入　　計 |  |  |

(2) 支出の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分（受益者ごとに記載） | 予　算　額（円） | 備　　　考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 支　　出　　計 |  |  |

※収入計と支出計を一致させること。

４　事業完了予定年月日

　　　　年　　月　　日

５　添付資料

1. 補助金の交付に関する規程（間接補助事業の場合）

(2) その他

別記様式第１号の２（第４関係）

**誓　約　書**

東 京 都 知 事　　殿

新東京都ＧＡＰ推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）費補助金交付要綱第４の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が東京都暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第１６の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第１７の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

　　年　　月　　日

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

＊　法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

＊　この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

　・　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者

　・　暴力団員を雇用している者

　・　暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者

　・　暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者

　・　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

別記様式第２号（第５関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　号

　所在地：（事業実施主体が区市町村でない場合）

〔事業実施主体の名称〕

〔事業実施主体の代表者氏名〕　殿

　　　　年　月　日付　　　　第　　　　号で補助金の交付申請のあった　　　年度新東京都ＧＡＰ推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）（以下「補助事業」という。）については、申請の内容を審査したところ適当と認められるので、下記により　　　年度補助金を交付する。

　　　　　年　　月　　日

　　　東京都知事　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

記

　第１　交付金額　　　　　金　　　　　　　　円

　第２　補助事業の内容等

補助事業の内容等は、　　　　年　月　日付　　　　第　　　号による申請書のとおりとする。

　第３　補助率等

　　　補助対象経費、補助金額及び補助率は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助金額 | 補助率 |
| 円 | 円 | 経費の２分  の１以内 |

第４　申請の取下げ及び事情変更による決定の取消し等

１　補助事業者は、第５の２の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から14日以内に、別記様式第３号による補助事業辞退届を知事に提出しなければならない。また、交付の決定前に申請を取り下げるときも補助事業辞退届を提出するものとする。

２　知事は、交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

第５　申請事項の変更

　１　補助事業者は、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（交付要綱別記様式第４号）を知事に提出し、その承認を受けなければなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(1) 新東京都ＧＡＰ推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）実施要領（平成31年４月１日付30産労農安第1195号。以下「実施要領」という。）別表１に掲げる事業項目又はその他知事が認めた取組の変更

(2) 総事業費の３割を超える変更

(3) 総事業費の３割を超える事業項目間の経費の配分の変更

(4) 受益者間の事業費の配分の変更

(5) その他知事が特に必要と認める場合

２　知事は、１の申請があった場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。

第６　事業の中止又は廃止

１　補助事業者が補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（交付要綱別記様式第５号）を知事に提出しなければならない。

２　知事は、１の申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認められる場合は、事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

第７　事故報告

補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（交付要綱別記様式第６号）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

第８　実施状況報告書の提出

１ 補助事業者は、補助金の交付決定のあった年度の11月末日又は交付決定日から起算して３箇月を経過した日のいずれか遅い日（以下「実施状況確認日」という。）までの実施状況について、その確認日から15日以内に事業実施状況報告書（別記様式第７号）を作成し、知事に報告しなければならない。ただし、11月末日までに実績報告書の提出がなされている場合はこの限りでない。

２ １に定めるもののほか、知事は、特に必要と認められる書類等を補助事業者から提出させることができる。

第９　遂行命令等

１　知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 221条第２項の規定による調査等により、補助事業が交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。

２　知事は、補助事業者が１の命令に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

第10　実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、又は補助事業が完了しない場合で、都の会計年度が終了したときは、実績報告書（交付要綱別記様式第８号）及び完了報告書（交付要綱別記様式第９号）を速やかに知事に提出しなければならない。事業を廃止した場合も同様とする。

第11　額の確定

１　知事は、第10の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付要綱別記様式第10号により当該補助事業者に通知する。

２　前項の規定による交付すべき補助金の確定額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額と交付決定額とのいずれか低い額とする。

第12　是正措置

１　知事は、第11の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置を命ずる。

２　第10の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。

第13　補助金の支払及び請求

１　知事は、第11の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。

２ 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、交付要綱別記様式第11号による補助金請求書を知事に提出するものとする。

３　知事は、補助金請求書が提出されたときは、速やかに補助金を支出するものとする。

第14　決定の取消し

１ 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合、補助事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業者、構成員等を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。

(4) その他補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき。

２ 前項の規定は、第12の規定により、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第15　補助金の返還

知事は、第14の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

第16　違約加算金及び延滞金

１ 知事が、第14の規定によりこの交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95 パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、 365日当たりの割合とする。)で計算した違約加算金( 100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

２ 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（ 100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第17　違約加算金及び延滞金の計算

１　第16の１の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

２　第16の２の規定により延滞金の納付を命じた場合において返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付金額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

　第18　その他提出書類

補助事業者は、事業内容の一部又は全部を業者に依頼する場合には、原則として次の３点を知事に提出するものとする。

(1) 業者選定に当たり、どのように業者を選定したのかを合理的に説明できる書類（２者程度の見積書等）

(2) 契約内容を確認できる書類（契約書の写し等）

(3) 履行の確認ができる書類（都の委託完了届に準ずるもの及び報告書等）

　第19　財産処分の制限

１　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を、金額の大小にかかわらず、事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助交付の目的に従って効率的運営を図らなければならない。

２　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した次に掲げる財産で、財産処分制限期間（法定耐用年数）を経過しない場合においては、財産管理台帳（交付要綱別記様式第12号）及びその他関係書類を、当該期間が経過するまで管理保管しなければならない。

(1) 不動産

(2) 不動産の従物

(3) 取得価格又は効果の増加額が単価50万円以上の工作物、機械及び器具

３　補助事業者は、２に掲げられる財産について、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、東京都補助金等交付規則第24条に基づき、交付要綱別記様式第13号により知事に申請し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

４　３において、補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成23年６月１日付23財主財第38号）に基づき、承認事務を行うこととする。

第20　帳簿及び関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該補助事業完了の日の属する会計年度終了後５年間保管しなければならない。

第21　職員の調査等

知事は、補助事業者に対し補助事業の実施状況、補助金の収支及び補助金に係る帳簿書類、その他について、立入調査をし、又は報告を求めることができる。

第22　その他

補助事業者は、間接補助事業者に対し間接補助金を交付するときは、知事が補助金の交付について付した条件に準ずる条件を付さなければならない。

別記様式第３号（第６関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　号

　年　　月　　日

　東京都知事　殿

所在地：（事業実施主体が区市町村でない場合）

〔事業実施主体の名称〕

〔事業実施主体の代表者氏名〕　印

　　　年度新東京都ＧＡＰ推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）辞退届

　　　　年　　月　　日付　　　第　　　号をもって交付決定の通知があった標記事業について、下記の理由により辞退いたします。

記

１　交付予定額　　　　　　　　　　　　　　円

２　辞退の理由

別記様式第４号（第７関係）

番　　　　　号

　年　　月　　日

　東京都知事　殿

　所在地：（事業実施主体が区市町村でない場合）

〔事業実施主体の名称〕

〔事業実施主体の代表者氏名〕　印

　　　年度新東京都ＧＡＰ推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）変更承認申請書

　　　　年　月　日付　　　第　　　号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業の実施について、新東京都ＧＡＰ推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）費補助金交付要綱第７の１の規定に基づき、下記のとおり計画を変更したいので、その承認及び補助金　　　　円の変更交付を申請します。

記

１　変更の理由

２　変更の内容

（別記様式第１号の「記」に準じ、変更部分について二段書きで、変更前を上段に（　）書きにする。）

別記様式第５号（第８関係）

番　　　　　号

　年　　月　　日

　東京都知事　殿

所在地：（事業実施主体が区市町村でない場合）

〔事業実施主体の名称〕

〔事業実施主体の代表者氏名〕　印

　　　年度新東京都ＧＡＰ推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）中止(廃止)承認申請書

　　　　年度において新東京都ＧＡＰ推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）費補助金交付要綱第８の規定に基づき、下記のとおり事業を中止(廃止)したいので承認されたく申請します。

記

１　中止(廃止)の理由

２　補助事業の当初からの経過及び現状

別記様式第６号（第９関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 番　　　　　号

　年　　月　　日

　東京都知事　殿

所在地：（事業実施主体が区市町村でない場合）

〔事業実施主体の名称〕

〔事業実施主体の代表者氏名〕　印

　　　年度新東京都ＧＡＰ推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）事故報告書

　　　　年　月　日付　　　第　　　号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、新東京都ＧＡＰ推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）費補助金交付要綱第９の規定に基づき、下記のとおり事故報告します。

記

１　事故の内容

２　事故発生前における補助事業の状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 交　　付  決定額 | 月　　日現在の  支　　出　　額 | | 残　　　高 | | 支出予定額 | |
| 補助事業  に要する  経　　費 | 補助金額 | 補助事業  に要する  経　　費 | 補助金額 | 補助事業  に要する  経　　費 | 補助金額 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 事業遂行不能の場合の不用額 | | 円 | | | | |

３　今後の対応

別記様式第７号（第10関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 番　　　　　号

　年　　月　　日

　東京都知事　殿

　所在地：（事業実施主体が区市町村でない場合）

〔事業実施主体の名称〕

〔事業実施主体の代表者氏名〕　印

　　　年度新東京都ＧＡＰ推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）実施状況報告書

　　　　　年　月　日付　　第　　　号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、新東京都ＧＡＰ推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）費補助金交付要綱第10の規定に基づき、　　　　年　月　日現在の事業実施状況を下記のとおり報告します。

記

１　実施状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業実施主体名 | 取組内訳 | 当初計画 | 月　日現在執行率 | | ３月末日予定 |
| 補助事業  に要する  経　　費 | 補助事業  に要する  経　　費 | 進捗率 | 補助事業  に要する  経　　費 |
|  |  | 円 | 円 | ％ | 円 |

２　今後の予定

３　事業完了予定年月日

　　年　　月　　日

別記様式第８号（第12関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 番　　　　　号

　年　　月　　日

　東京都知事　殿

　所在地：（事業実施主体が区市町村でない場合）

〔事業実施主体の名称〕

〔事業実施主体の代表者氏名〕　印

　　　年度新東京都ＧＡＰ推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）実績報告書

　　　　年　月　日付　　　第　　　号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、下記のとおり事業を実施したので、新東京都ＧＡＰ推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）費補助金交付要綱第12の１の規定に基づき、その実績を報告します。

記

（記以下については、別記様式第１号の「記」に準じ、変更部分について二段書きで、変更前を上段に（　）書きにする。）

１　事業の目的及び内容

　　　別紙のとおり

　　　（受益者ごとに作成した完了報告書を添付すること。）

２　経費の区分

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 受益者名 | 補助対象  経　　費 | 負担区分 | | | | 備考 |
| 都費 | 区市町村費 | 事業実施  主体  負担費 | その他 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合　計 | |  |  |  |  |  |  |

３　収支予算

　(1) 収入の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　　分 | 精　算　額（円） | 備　　　考 |
| 区　市　町　村　費 |  |  |
| 受益者負担費 |  |  |
| 都　　補　　助　　金 |  | （千円未満切捨て） |
| 収　　入　　計 |  |  |

(2) 支出の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分（受益者ごとに記載） | 精　算　額（円） | 備　　　考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 支　　出　　計 |  |  |

※収入計と支出計を一致させること。

４　事業完了年月日

　　　　　年　　月　　日

５　添付資料

1. 成果物の図面又は写真
2. 経費一覧表（別紙のとおり）
3. 支出を証明する書類（領収書等）
4. 新東京都ＧＡＰチェックシートもしくは東京都ＧＡＰチェックシート
5. 新東京都ＧＡＰ認証申請書の写し（本事業開始後に、認証申請を行った者のみ）
6. その他

別紙

経費一覧表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 経費 | 事業項目 | 支出先 | 金額 | 備考 |
|  |  |  |  | 円 |  |
|  |  |  |  | 円 |  |
|  |  |  |  | 円 |  |
|  |  |  |  | 円 |  |
| 合計金額 | | | | 円 |  |

※「区分」「経費」「事業項目」は、「新東京都ＧＡＰ推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）実施要領」別表１より該当するものを記載してください。

※事業実施主体が区市町村である場合は、受益者毎に作成してください。

別記様式９号（第12関係）

年度 新東京都ＧＡＰ推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）完了報告書

（事業実施主体名： 　　　 ）

１　事業の目的及び内容

(1)　目的

|  |
| --- |
| （いずれかに○を付けること。事業実施主体が区市町村である場合は、目的別に受益者名を記載すること。）  　・新東京都ＧＡＰ認証を取得するため  ・新東京都ＧＡＰ認証を維持するため  　・東京都ＧＡＰ認証を維持するため |

(2)　内容

|  |
| --- |
| （実施期間、実施場所等、実施内容を具体的に記載すること。） |

(3)　経費内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取組内訳 | 精　算　額（円） | 備 考  （主な経費について記載） |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

（4）事業導入の成果・今後の経営の方向性

|  |
| --- |
| （事業導入の成果や今後の経営の方向性、新東京都ＧＡＰ認証の維持等について記入。認証の維持については必ず記入ください。）  （新東京都ＧＡＰ認証申請の時期：　　　年　月　日頃予定）※これから申請する者のみ記入 |

別記様式第10号（第13関係）

　　　　番　　　　　号

　所在地：（事業実施主体が区市町村でない場合）

〔事業実施主体の名称〕

〔事業実施主体の代表者氏名〕　殿

　　　年度新東京都ＧＡＰ推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）費補助金の

　額の確定について

　　　　年　月　日付　　　第　　　号をもって交付決定した　　　年度新東京都ＧＡＰ推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）に対する補助金については、　　　年　月　日付　　　　第　　号をもって提出された実績報告書を審査した結果、新東京都ＧＡＰ推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認められるので、その額を　　　　　円に確定する。

　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東京都知事　　　　　　　　　　　　　　　印

別記様式第11号（第15関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 番　　　　　号

　年　　月　　日

　東京都知事　殿

所在地：（事業実施主体が区市町村でない場合）

〔事業実施主体の名称〕

〔事業実施主体の代表者氏名〕　印

　　　年度新東京都ＧＡＰ推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）費補助金請求書

　　　　年　月　日付　　　第　　　号をもって補助金の額の確定の通知のあった標記補助金について、新東京都ＧＡＰ推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）費補助金交付要綱第15の２の規定に基づき、下記金額を請求します。

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

２　補助金確定額　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

３　請求額　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

別記様式第12号（第21関係）

財産管理台帳

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業実施年度 | |  | 事　業　名 | 新東京都ＧＡＰ推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助） | | | 事業実施主体 | |  | | | | | | | |
| 事業の内容 | | | | | | | 経費の配分 | | | | | 処分制限期間 | | 処分の状況 | | |
| 事業区分 | 事業項目 | | 事業内容 | | 工　期 | | 総事業費 | 負担区分 | | | | 耐用 年数 | 処分制限 年月日 | 承認 年月日 | 処分内容 | 摘　　要 |
| 着工  年月日 | 竣工  年月日 | 都補助金 | | 区市町村 | 事業  実施主体 |
|  |  | |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  |  |  |  |
| 合　　　　計 | | | | | | |  |  | |  |  |  |  |  |  |  |

（注）１ 「事業区分」の欄は、新東京都ＧＡＰ認証取得の場合「１」、新東京都ＧＡＰ認証維持の場合「２」、もしくは東京都ＧＡＰ認証維持の場合「３」を記載する。

２ 「処分制限年月日」の欄には、処分制限の終期を記入する。

３ 「処分内容」の欄には、譲渡・交換・貸付け・担保提供等別に記入する。

４ 「摘要」の欄には、譲渡先・交換先・貸付先・抵当権等の設定権者の名称又は補給金返還額を記入する。

別記様式第13号（第21関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 番　　　　　号

　年　　月　　日

　東京都知事　殿

所在地：（事業実施主体が区市町村でない場合）

〔事業実施主体の名称〕

〔事業実施主体の代表者氏名〕　印

新東京都ＧＡＰ推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）により取得した

　　財産の処分承認申請書

新東京都ＧＡＰ推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）により取得した(又は効用の増加した)財産について、新東京都ＧＡＰ推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）費補助金交付要綱第21の３の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、承認を受けたく申請します。

記

１　処分の理由

２　処分の対象設備等

(1) 設備等の名称、所在、数量

(2) 事業主体

(3) 事業費・補助金額・補助率

(4) 設備等の耐用年数(処分制限期間)、経過年数

(5) 現況図面又は写真(添付)

３　処分の方法(処分区分)

４　取扱いに関する要件の適合について

５　納付金額(予定額)